

【資料 1-1】

(案)

平成 25 年 1 月 21 日施行
平成 25 年 5 月 27 日改正・施行
平成 26 年 2 月 25 日改正・施行
平成 27 年 7 月 15 日改正・施行
平成 27 年 8 月 1 日改正・施行
平成 28 年 4 月 1 日改正・施行
平成 31 年 4 月 1 日改正・施行
令和〇年〇月〇日改正・施行

福島県地域年金事業運営調整会議設置規程

(設 置)

第 1 条 福島県民の年金制度に対する理解をより深め、制度への加入や保険料納付の向上につなげ、地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」(以下「地域年金展開事業」という。)の積極的な推進を図ることを目的として、東北福島年金事務所に福島県地域年金事業運営調整会議(以下「運営調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 運営調整会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関すること。
- (2) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組 織)

第 3 条 運営調整会議の委員は、次に掲げる機関等から推薦を受け、東北福島年金事務所長が委嘱する。

- (1) 厚生労働省東北厚生局
- (2) 福島県(総務部、保健福祉部)
- (3) 福島県教育委員会
- (4) 福島県中学校長会
- (5) 福島県高等学校長協会
- (6) 福島市
- (7) 全国健康保険協会福島支部
- (8) 福島県社会保険委員会連合会
- (9) 福島県地域型年金委員会
- (10) 一般財団法人 福島県社会保険協会
- (11) 福島県年金受給者協会連合会
- (12) 福島県社会保険労務士会

- (13) 福島県商工会議所連合会
- (14) 福島県商工会連合会
- (15) 株式会社 福島民報社
- (16) 福島民友新聞 株式会社
- (17) 福島学院大学

2 委員が、上記機関を退職又は人事異動、その他の事由により職務を担うことができなくなったときは、東北福島年金事務所長が解嘱する。

なお、解嘱する際は、改めて後任の委員の推薦を受け委嘱する。

(委員長)

第4条 運営調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 運営調整会議は、委員長が招集し、運営調整会議の委員及び福島県内の年金事務所長で構成する。

2 運営調整会議の開催は、原則、7月と1月の年2回とする。

なお、7月は前年度の事業結果報告、1月は次年度の事業計画を中心に意見交換する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者が運営調整会議に出席できる。

4 委員の出席を原則とするが、やむを得ないときは代理の出席も可能とする。

5 議事は、委員長が進行する。

6 運営調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申合せを行った場合には、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

(庶 務)

第7条 運営調整会議の庶務を処理するため、事務局を東北福島年金事務所総務調整課に置く。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営調整会議の運営に係る必要な事項は別に定める。

(附 則)

この規程は、平成25年1月21日から施行する。